

第6期
江南市介護保険事業計画及び
高齢者福祉計画
(概要版)

平成27年1月

1 計画策定の趣旨

(1) 法令等の根拠

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の「市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」という規定に基づき、江南市における高齢者の現状や背景をふまえて、保険給付の円滑な運営を確保するために策定するものです。

また、高齢者福祉計画については、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づいて策定するものですが、介護保険事業との整合を図る必要があることから介護保険事業計画にあわせて一定の見直しを行うものです。

(2) 介護保険制度の改正の概要

医療介護総合確保推進法に基づき、介護保険制度が改正されました。今回の改正は、「地域包括ケアシステムの構築」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を目的としており、その主な内容は次のとおりです。

1 地域包括ケアシステムの構築	①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③地域ケア会議の推進 ④生活支援サービスの充実・強化 ⑤介護予防の推進 ⑥地域包括支援センターの機能強化
2 介護サービスの効率化・重点化	①介護予防給付（訪問・通所介護）の地域支援事業への移行 ②特別養護老人ホームの中重度者への重点化
3 介護保険料の負担の抑制	○低所得者の第 1 号保険料の軽減強化等 （※まだ正式には決定していません）
4 所得や資産のある人の利用者負担の見直し	①一定以上所得者の利用者負担の見直し ②補足給付の見直し

(3)

基本理念

基本理念 1

介護不安のない老後生活の実現

- ・高齢者一人ひとりが健康で生き生きとした生活を送るためには、介護保険制度の効率的な活用を促進する必要があります。
- ・高齢者が安心してより快適な生活を送ることができるよう、高齢者の日常生活を取り巻くあらゆる環境を視野に入れた施策を展開していきます。

基本理念 2

利用者本位の介護サービス供給体制づくり

- ・各関係機関と連携し、利用者本位のサービス供給体制のさらなる整備に努めます。
- ・事業者への支援、指導を行うとともに、事業者の指導に参画し、責任を持って制度を支えています。

基本理念 3

市民・地域が一体となった福祉社会の実現

- ・利用者が必要とする介護サービスが供給できるよう、積極的に介護サービス事業者の参入を呼びかけていきます。
- ・健康な高齢者、介護が必要な高齢者に対して、保健、福祉の各種サービスを供給していきます。
- ・市民との連携を図っていくとともに、高齢者を敬愛し相互に助け合うあたたかい地域社会づくりに向けて、市民意識の高揚を図ります。

基本理念 4

介護予防、生活支援への体制づくり

- ・高齢者が自覚をもって、介護予防や健康づくり、生活習慣病の予防に取り組むよう努めていきます。
- ・ひとり暮らしの高齢者の閉じこもりや、虚弱な高齢者が寝たきりの状態となることをできる限りなくし、豊かで健やかな生活が営めるよう、生活支援を充実していきます。
- ・高齢者を始め誰もが住みやすいまちづくりに向けて、総合的な福祉環境の向上を図ります。

2 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間です。

本計画以後の計画は、平成 37 年度までの中長期的なサービス・給付・保険料水準も掲載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

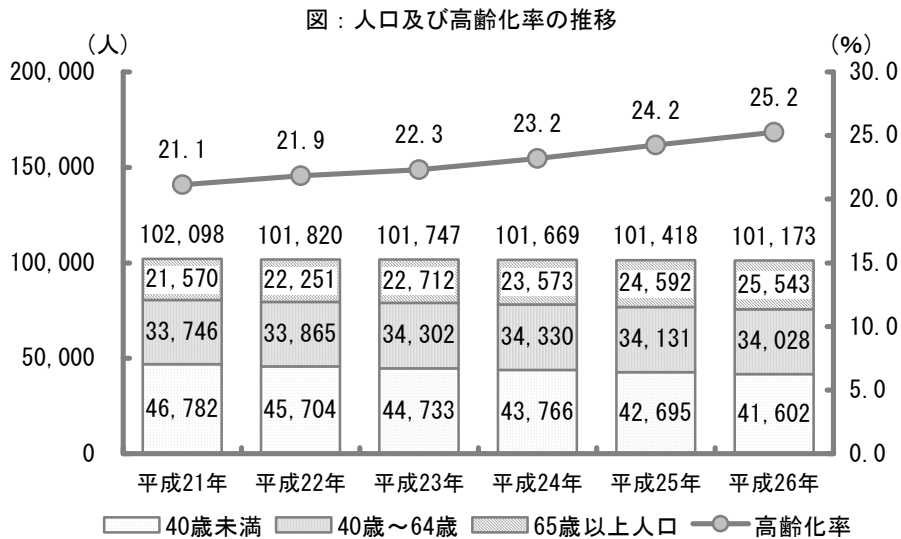
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
第 5 期			第 6 期			第 7 期			第 8 期			第 9 期		
地域包括ケアシステムの構築に向けたスタート			平成 37 年度までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計 中長期的な視野に立った施策の展開											

3

高齢者の現状

(1) 高齢者人口の推移

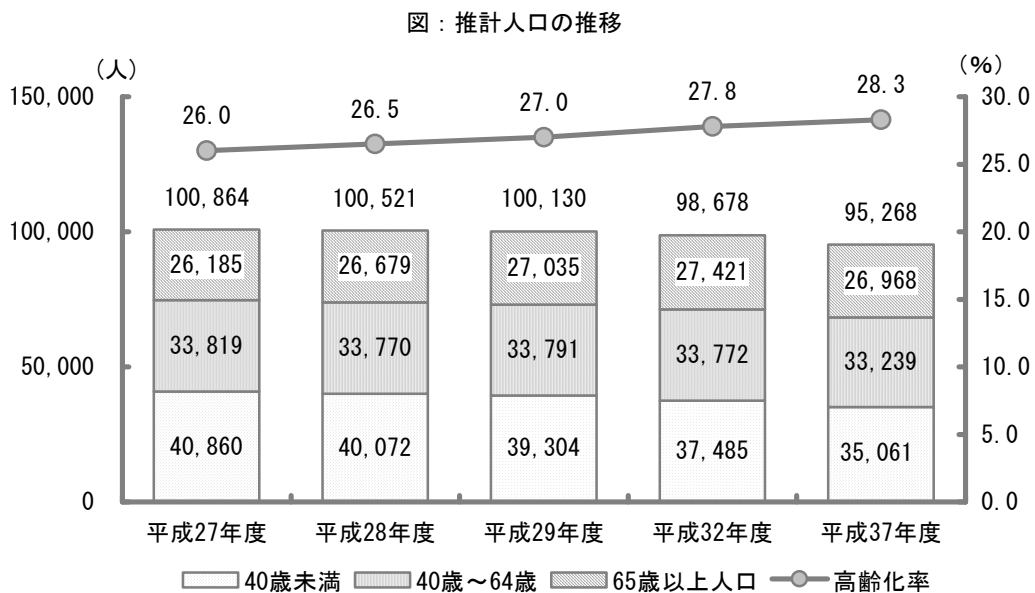
高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）の推移についてみると、平成21年では高齢化率が21.1%であるのに対し、平成26年では25.2%と増加しています。



資料：各年9月末現在の住民基本台帳等による人口です

将来推計人口は、過去5年間の実績人口をもとに、コーホート変化率法により推計します。

65歳以上の高齢者は、第6期期間中である平成29年度には27,035人で高齢化率27.0%、平成37年度には26,968人で高齢化率28.3%と推計します。

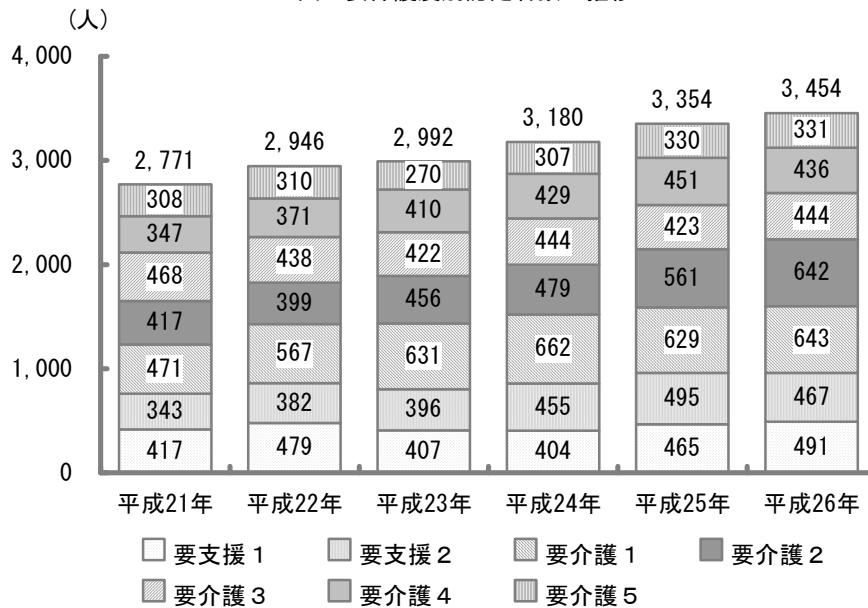


(2)

要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、高齢者人口の増加に伴い、年々増加しており、平成26年9月末現在では3,454人となっています。特に、要介護2の人の増加が著しく5年で約1.5倍となっています。

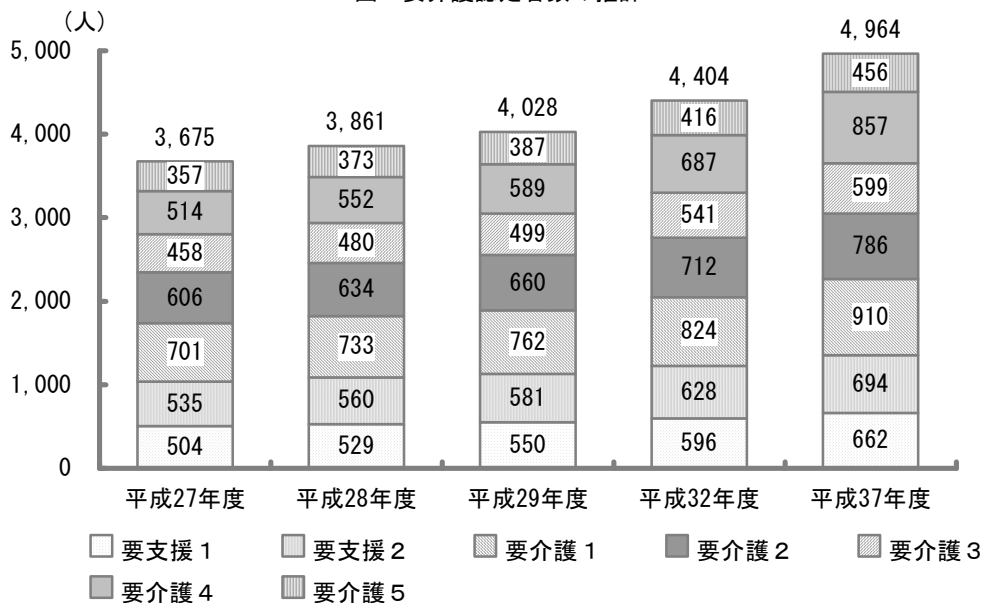
図：要介護度別認定者数の推移



資料：各年9月末現在

認定率の推移より平成21年以降の平均（各年9月の平均）、直近値（平成25年9月）、回帰式を利用して、平成27～29年度、平成32、37年度までの認定者数を推計しました。

図：要介護認定者数の推計



4 計画の推進方策

(1) 介護保険事業

介護保険事業の運営に関して国が「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を示していることから、本市の介護保険事業は、この指針に掲げられた介護保険給付対象サービス及び地域支援事業を基本として実施していきます。

計画期間中は、本市独自の支給限度基準額の上乗せ、市町村特別給付は行わず、介護保険対象外のサービスについては、福祉サービスとして実施していきます。

① 介護保険サービス（居宅サービス等）

サービス名	サービス内容
訪問介護、介護予防訪問介護	ホームヘルパーなどが家庭を訪問して食事、入浴、排せつなどの介護や身のまわりのお世話をします。
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行います。
訪問看護、介護予防訪問看護	看護師などが家庭を訪問して療養上の世話、または診療の補助を行います。
訪問リハビリ 介護予防訪問リハビリ	理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、機能訓練を行います。
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通所介護、介護予防通所介護	デイサービスセンターなどへ通う方に対して、入浴、食事の介護などを行います。
通所リハビリ 介護予防通所リハビリ	介護老人保健施設などへ通う方に対して、入浴、食事の介護や機能訓練などを行います。
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの短期間入所者に食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護、機能訓練などを行います。
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設、介護療養型医療施設などの短期間入所者に看護や医療的管理のもとで必要な医療および日常生活の介護を行います。
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	車いす、特殊寝台などを貸与します。
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者などに、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具購入費を支給します。
住宅改修、介護予防住宅改修	手すりの取付け、床段差の解消などの住宅改修費を支給します。
特定施設入所者生活介護 介護予防特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどの入所者に介護、日常生活上のお世話、機能訓練などを行います。
居宅介護支援、介護予防支援	ケアマネジャーがケアプランを作成します。

② 介護保険サービス（地域密着型サービス）

サービス名	サービス内容
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	中程度の認知症状のある方に対して、施設へ通い、食事・入浴・排せつの援助や機能訓練などのサービスを行います。
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	当該事業所に登録した15人程度の方を対象に「通い」を中心として、様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを行います。
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	中程度の認知症状がある方が、介護や機能訓練を受けながら少人数で共同生活を行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	居宅において適切な介護を受けることが困難な方に対し、身近な地域において、入浴、排泄、食事などの生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行います。
地域密着型通所介護（仮称）	身近な地域において、デイサービスセンターなどへ通う方に対して、入浴、食事の介護などを行います。

③ 介護保険サービス（施設サービス）

サービス名	サービス内容
介護老人福祉施設	常時介護が必要で、居宅での生活が困難で施設に入所した方に対して、日常生活上の支援や介護を行います。
介護老人保健施設	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、施設に入所してリハビリテーションを中心としたケアを行います。
介護療養型医療施設	入院している方に対して、療養上の管理、看護、医学的管理のもと介護その他の世話、機能訓練など必要な医療を行います。

④ 施設・居住系サービス等の整備計画一覧表

施設種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小規模特別養護老人ホーム		1施設 (29人以下)	

《参考》

○日常生活圏域別施設整備状況（平成26年10月末現在）

	施設合計	北部圏域	中部圏域	南部圏域
有料老人ホーム	2施設 定員64人	1施設	1施設	
グループホーム	7施設 定員81人	2施設うち 1施設は 2ユニット	2施設うち 1施設は 2ユニット	3施設
小規模特別養護老人ホーム	1施設 定員29人	1施設		
特別養護老人ホーム	5施設 定員350人	5施設		
介護老人保健施設	2施設 定員258人	1施設		1施設
小規模多機能型居宅介護	2施設		1施設	1施設

※小規模多機能型居宅介護は、施設・居住系サービスではありませんが、参考のため掲載します。

重点取組 認知症ケアの取り組み

認知症サポーターの養成	認知症サポーターを地域づくりの重要な戦力として位置づけ、認知症が原因となって起こる、地域での様々な問題に対しての協力者として活動していただけるような取り組みに努めます。
キャラバン・メイトの養成	認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの活躍の場を広げ、地域の担い手としての活動を推進します。
認知症の方を介護する家族へのサポート	現在、江南認知症家族会が設立されており、家族同士が交流し、介護するうえでの悩みや相談をお互いが共有できる場として活動しています。今後の家族会の取り組みに対して支援していきます。
認知症徘徊者捜索協力体制の充実	認知症になっても、安心して自宅で暮らせるまちづくりを目指して、本人の生命を守り、家族の負担を軽減し、市民に対して認知症に関する正しい理解を啓発することなどを目的として、認知症徘徊者捜索協力体制の充実を図り、地区レベルでの捜索訓練の実施に取り組みます。
認知症に関する相談窓口の周知	現在、認知症に関する相談への対応は、地域包括支援センターが中心となって活動しております。市民が、認知症に関する悩みや困りごと等を速やかに相談できるよう、地域包括支援センターの業務内容等について一層の周知に努めます。

(3)

保健・福祉事業

要介護認定において自立（非該当）と判定された方など介護保険対象外の方で、日常生活を営むのに何らかの支障がある方、ひとり暮らしや高齢者だけの世帯の支援のための事業を実施していきます。要介護認定を受けた方に対して、介護を受けて生活していくうえでの家族介護支援などの事業を実施していきます。

65歳以上の高齢者の方に対する保健サービスとの連携は、「第2次健康日本21こうなん計画」に基づき、健康診査等で、生活習慣病等の早期発見や生活機能評価事業との兼ね合いのなかで、指導の必要な方には生活改善の助言を行い介護予防に努めていきます。

① 福祉サービス

生活支援	訪問事業	ひとり暮らし、高齢者世帯への支援	給食サービス
	通所事業		緊急通報システムの設置
	短期宿泊事業		福祉電話の設置
介護支援	訪問理髪	その他	日常生活用具の給付
	寝具洗濯		「安心キット」の配布
	紙おむつ券の支給		住宅改善費用の助成
	寝たきり老人等介護慰労事業		タクシー料金の助成
			外国人高齢者福祉手当の支給

5 サービス給付費等の見込額

総給付費、標準給付費、地域支援事業費の見込額は以下のとおりとなります。

(1)

総給付費

単位：千円

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付費	401,863	485,228	410,970
介護給付費	5,538,895	6,055,420	6,568,088
総給付費	5,940,758	6,540,648	6,979,058

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

(2)

標準給付費

単位：千円

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度 (参考)	平成 37 年度 (参考)
標準給付費見込み額	6,312,023	6,896,007	7,358,187	7,718,062	9,057,158
総給付費	5,940,758	6,540,648	6,979,058	7,274,079	8,550,669
一定以上所得者負担調整後	5,908,379	6,485,531	6,919,315	7,211,892	8,475,062
特定入所者介護サービス費等給付額	282,772	281,300	300,804	332,191	382,019
高額介護サービス費等給付額	100,601	108,036	116,020	142,474	163,845
高額医療合算介護サービス費等給付額	15,756	16,386	17,042	23,336	26,837
審査支払い手数料	4,515	4,754	5,006	8,169	9,395

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

(3)

地域支援事業費

表 地域支援事業費

単位：千円

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域支援事業費	98,365	102,297	321,718
介護予防事業費（総合事業費）	21,025	24,925	229,058
包括的支援事業・任意事業費	77,340	77,372	92,660

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

6 第1号被保険者の保険料

「5 サービス給付費等の見込額」を基に第1号被保険者の保険料月額を5,104円（介護報酬改定がなければ5,039円）と算出しました。

第5期計画の保険料月額4,177円からの増額理由は以下のとおりです。

1 高齢者人口の増加とそれに伴う介護保険サービス利用の増加で約410円高くなります。

65歳以上人口 H23 23,573人 → H27推計 26,185人 11.1%増
 サービス給付費総額 第5期 約142億円 → 第6期 約206億円 45.1%増

2 介護保険事業基金（貯金）の繰入ができないため約460円高くなります。

第5期は基金2億円を繰入れて保険料基準月額を安くすることができました。しかし、現在は基金が減少しており、第6期は基金の繰入が難しい状況です。

3 介護報酬改定で約60円高くなります。

※改定されるかどうかは確定していません。

表 保険料の所得段階別対象者と割合（基準額に対する割合）

所得段階	対象者	割合
第1段階	・生活保護を受けている方 ・市民税を課税されていない世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50 (→0.30)
第2段階	・市民税を課税されていない世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	0.75 (→0.50)
第3段階	・市民税を課税されていない世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75 (→0.70)
第4段階	・世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90
第5段階 (基準)	・世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00
第6段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が120万円未満の方	1.20
第7段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30
第8段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50
第9段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が290万円以上500万円未満の方	1.70
第10段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が500万円以上の方	1.80

※市民税を課税されていない世帯に属する方が対象である第1～3段階は、別枠公費によって軽減されます。ただし、まだ正式には決定していません。